

第4章 計画の基本目標

1 第7期計画の推進に向けた課題

(1) 第6期計画における各取り組み分野の実施状況と今後の課題

① 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせるための取り組み

ア 社会参加の継続と促進

働く機会の提供を通じた高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センターに対する支援を行ったほか、地域社会との交流に総合的に取り組む老人クラブの活動がより活性化するよう、その運営を支援しました。

また、コミュニティセンターでは生涯現役講座を継続的に開催しましたが、集まった人たちが講座でのつながりをきっかけに別のサークルにも参加するなど、社会参加を広げる取り組みにもなっています。

今後も、高齢者が知識や経験を生かし、また、趣味にも通じながら、生き生きと地域社会に参加できる環境づくりが必要です。

イ 生きがいつくり

各老人福祉センター・老人憩いの家では、健康づくりに取り組むとともに、趣味を通して高齢者の生きがいつくりの機会になるよう、「生きがい講座」を開催しました。また、高齢者の積極的な外出支援を図るため「はつらつシニアパス」を発行しました。

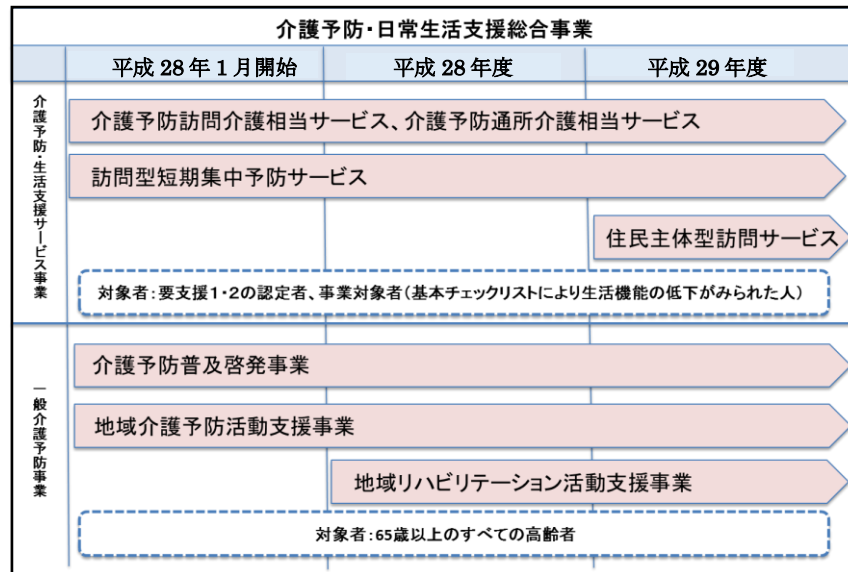
今後も、高齢者が自宅の外に楽しみを見出し、積極的に活動できるような支援が必要です。

② 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるための取り組み

ア 介護予防期の支え合いの仕組みづくり

本市の直営によるもののほか委託事業として介護予防教室を通年実施し、本人自身の介護予防に取り組みました。また住民主体の通いの場の支援のため、医療機関等のリハビリテーション専門職の派遣を開始しました。ならびに地域で介護予防活動を行うボランティアの育成と支援を行いました。さらに、要支援者等への多様なニーズに応えるため、介護予防・生活支援サービス事業を開始しました。

図表36 介護予防・日常生活支援総合事業



また、市全域を対象とした高齢者生活体制整備推進会議（第1層協議体）を開催し、「2025年 協議体による望ましい地域像」を策定しました。今後はこの地域像の実現に向けて取り組めます。

地域ごとの高齢者生活体制整備推進会議（第2層協議体）についても、2地域（大津、追浜）で立ち上げ、地域におけるネットワークの構築を進めています。

今後は、さらに住み慣れた地域で住民が互いに助け合い支え合いながら、生活できるよう互助の促進を図ることが必要です。

第2層協議体の設置を推進するとともに、地域の支え合い団体の活動が、地域で継続して行われるよう団体への支援を更に充実させ、地域で行なわれている支え合い団体の活動の周知にも取り組んでいきます。

また、総合事業以外の生活支援サービス事業として、ひとり暮らし高齢者施策である緊急通報システムを見直し、周囲が高齢者の異変に気付ける人感センサーを新たに導入する等、見守り機能の充実を図りました。

今後も、ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせる支援が必要です。

イ 要介護期の支え合いの仕組みづくり

本市では、住み慣れた地域で住民が互いに助け合って生活が継続できるよう、住民による生活支援活動を支援しています。介護が必要となっても、介護保険サービスだけでなく「お互いさま」の意識の下、住民が互いに助け合う活動を今後も支援していきます。

また、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、行政センター管区を1単位とする日常生活圏域を中心に地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークづくりを目

指し、情報共有や情報交換を行うために定期的に情報交換会を開催しました。

さらに、情報交換会にて検討された地域課題に対し、有識者による地域ケア会議を開催し、地域包括ケア推進のための協力体制づくりや政策形成などに関しても提言を受けています。

今後も、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、関係機関と連携しながら支えあいの仕組みづくりを継続していきます。

ウ 終末期の支え合いの仕組みづくり

本市では、人生の最終段階においても、住み慣れたまち（地域）で暮らし続けることができるよう、安心して在宅療養を選択できる地域医療の体制づくりに取り組んでいます。

市民向けには、シンポジウムの開催や冊子の作成など、在宅療養に関わる啓発事業を行っています。また、在宅療養を支える医療と介護の関係者に対しては、各種会議や研修等を実施して連携を強化する他、在宅医を増やすための仕組みづくりも進めています。

今後も、啓発や連携推進に取り組み、在宅療養を選択できるまちづくりを進めていきます。

エ 認知症施策の推進

高齢者が認知症になっても住み慣れたまちで暮らし続けられるため、地域包括支援センターによる相談、支援体制の充実、認知症サポーターの養成など、地域で見守る体制作りを進めてきました。

また、介護者や認知症高齢者等本人が社会で孤立しないよう、認知症介護者の集いを定期的に開催してきました。

早期相談、早期対応ができるよう、認知症と思われる症状があったり介護が必要となったりしたときに、どのような医療・介護サービスを受ければ良いのかをあらかじめ認知症の人とその家族に提示する「認知症ケアパス」を作成し、配付しました。

また、早期相談、早期対応のため、従来の認知症の訪問相談を発展させた医療職、介護職でチームを組んだ認知症初期集中支援チームを1チーム立ち上げました。医療職、福祉職がお互いの専門性を活かしながら、認知症の早期診断、早期対応のための体制整備を行います。

引き続き、認知症高齢者への理解を広げ、地域ぐるみで高齢者とその介護者と支え合うまちづくりに取り組んでいきます。

③ 自分に合った環境で安心して暮らせるための取り組み

ア 住まい・施設等の充実

その人に合った暮らし方ができるよう住まいと住まい方について支援するために、関係機関と連携しながら、「高齢者・障がい者の住まい探し相談会」を開催するなど相談体制の充実を図ってきました。

今後も関係機関と連携し、相談体制を充実させていく必要があります。

また、高齢者の在宅での生活を支えるという観点から、小規模多機能型居宅介護事業所を2事業所整備したほか、看護小規模多機能型居宅介護事業所を2事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を1事業所整備しました。また、認知症の人が、日常生活上の世話と機能訓練を受けられる認知症対応型通所介護事業所を1事業所、認知症対応型共同生活介護事業所を1事業所整備しました。

今後は、高齢者の在宅生活を支える介護保険サービス事業所の整備を推進し、市内全域での在宅サービスの充実を目指すことが必要です。

なお、特別養護老人ホームについては、既存施設の移転増床により、60床を整備しました。今後の施設整備については、特別養護老人ホームの待機者の状況を把握しながら、持続可能な介護保険制度の運営のため、保険給付の増大や介護保険料の上昇への影響等を考慮し、整備方針を定めて適正な整備を実施することが必要です。

イ 暮らしの安心

認知症などにより判断能力の低下した高齢者や家族が安心して暮らし続けるために、成年後見制度の利用の促進を図る必要があります。本市では、横須賀市社会福祉協議会及び地域包括支援センターと連携しながら、さまざまな相談の中で制度の普及・啓発に努めてきました。

また、今後の成年後見制度の利用者の増加に対応していくため、平成19年度から市民後見人の養成を開始し、平成28年度は第七期生を養成しています。

市民後見人の養成に伴い、平成23年度からよこすか市民後見人等運営事業推進会議を開催し、有識者による検討を重ねながら、地域の力で高齢者を支える仕組みづくりを推進しています。

ウ 虐待の防止

本市では、全国に先駆け、平成13年4月から高齢者虐待防止ネットワーク事業を立ち上げ、高齢者虐待の防止に取り組んできました。

早期発見、早期対応のため、地域や関係機関への啓発、訪問や電話、面談による相談を行っています。

また、医療・介護・法律専門職等の関係機関と情報を共有しながら連携を強化し、さらに事例検討会、研修会なども開催し、活動の充実を図っています。

今後も、高齢者虐待の早期発見、早期対応に引き続き取り組んでいきます。

④ 安心してサービスを利用できる取り組み

ア 給付の適正化

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする方を適切に認定し、受給者が真に必要なとするサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことでもあります。

当市では、事業者に対してケアプラン点検やケアマネ研修等を通じて、適切なケアマネジメントができるよう支援を行っています。

また、国民健康保険団体連合会の給付実績を利用し、介護保険と医療保険の突合、縦覧点検、介護給付費通知の発送により、請求誤りなどの確認を行っています。

今後も、これらの取り組みを継続し給付適正化に努めます。

イ 人材確保と定着促進

働きやすい職場環境を整えることにより介護職員の離職を防ぎ、人材の定着を促進することを目的として、介護施設等の職員を対象に、コミュニケーション研修や管理職向けのマネジメント研修などを行いました。

また、介護の必要性や働きがいなどについて若い世代の理解を深めるため、中学生向けに介護職員による出前講座を実施しました。

今後も介護人材の確保と定着に向けた取り組みを続けていくことが必要です。

(2) 第7期計画の課題

第7期計画においては、第6期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

① 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせるために

ア 社会参加の継続と促進

高齢者が、地域社会の中で健康で、社会活動に参加しやすい環境づくりや働く機会を提供することが求められているとともに、第一線を退く定年前後からできるだけ切れ目なく第二の人生に移行できる仕組みづくりが必要です。

イ 生きがいづくり

高齢者がそれぞれの価値観やライフスタイルに合わせ、生き生きと活動することができるよう、一人ひとりが健康を保持しながら、心豊かな生活を送るための健康づくり、外出支援、生きがい活動への支援を充実させる必要があります。

② 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために

ア 介護予防期の支え合いの仕組みづくり

- ・介護予防および社会参加ができる場づくりの促進のため、地域における支え合い活動の普及啓発や活動に参加する人材の発掘・養成が求められています。
- ・平成26年度から全市的に実施している生涯現役プロジェクトと連携し、効果的・横断的な介護予防・健康づくりの推進が求められています。
- ・地域活動の活性化により生活支援体制を整備していくため、地域住民による支え合い団体への支援が求められています。
- ・ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、地域と連携した支援が必要です。

イ 要介護期の支え合いの仕組みづくり

- ・高齢者やその家族が安心して生活できるようにするため、各種福祉サービスについての総合的な相談支援体制および相談内容に応じた関係機関との連携を充実させることが必要です。
- ・地域での暮らしを支えるさまざまな主体による生活支援サービスの充実が求められています。

ウ 人生の最終段階における支え合いの仕組みづくり

医療と介護の必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域や保健、医療、福祉の関係機関が連携し、包括的な支援が求められています。

医療と介護などに関する知識を広く普及啓発することや、支援を行う人材の育成も必要です。

エ 認知症施策の推進

- ・認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民1人ひとりが認知症について正しく理解し、偏見をもたず認知症の人や家族に適切に対応できることが求められています。
- ・認知症の人ができるだけ早期に診断・治療を受け、今後の生活について相談し対応ができることや、継続的な支援体制を確立していくことが必要です。

③ 自分に合った環境で安心して暮らせるために

ア 住まい方の支援・施設等の充実

- ・関係機関と連携し、その人に合った暮らし方ができるよう住まいと住まい方について支援することが必要です。
- ・介護を必要とする高齢者の生活を支えるため、介護基盤の整備を促進することが必要です。

イ 日常生活の支援

判断能力の不十分な高齢者とその家族などが安心して暮らせるようにするため、成年後見制度の利用の支援と高齢者を支える仕組みづくりとして地域の専門職団体との協力体制を構築、推進し、市民後見人の養成と活動の支援を継続していく必要があります。

ウ 虐待の防止

高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、虐待防止の普及啓発や高齢者・介護者への支援が求められています。

④ 安心してサービスを利用できるように

ア 人材確保と定着促進

福祉・介護サービスの基盤である人材を安定的に確保するため、その育成・支援が必要です。

イ 給付の適正化

介護サービスの質の向上を目指し、サービス事業者に対し、指導と助言を継続していく必要があります。

2 第7期計画の基本目標と体系

(1) 基本目標と、実現のための取り組み分野

第7期計画では、前計画で定めた基本目標「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、健康でやさしい心のふれあうまちの実現」と基本目標を実現するために掲げた4つの取り組み分野を継続して掲げます。

そして、基本目標を実現するために課題を整理し、取り組み分野のそれぞれに目標を定めて取り組みます。

◆◆◆ 基本目標 ◆◆◆

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、
健康でやさしい心のふれあうまちの実現

◆◆◆ 実現のための取り組み分野 ◆◆◆

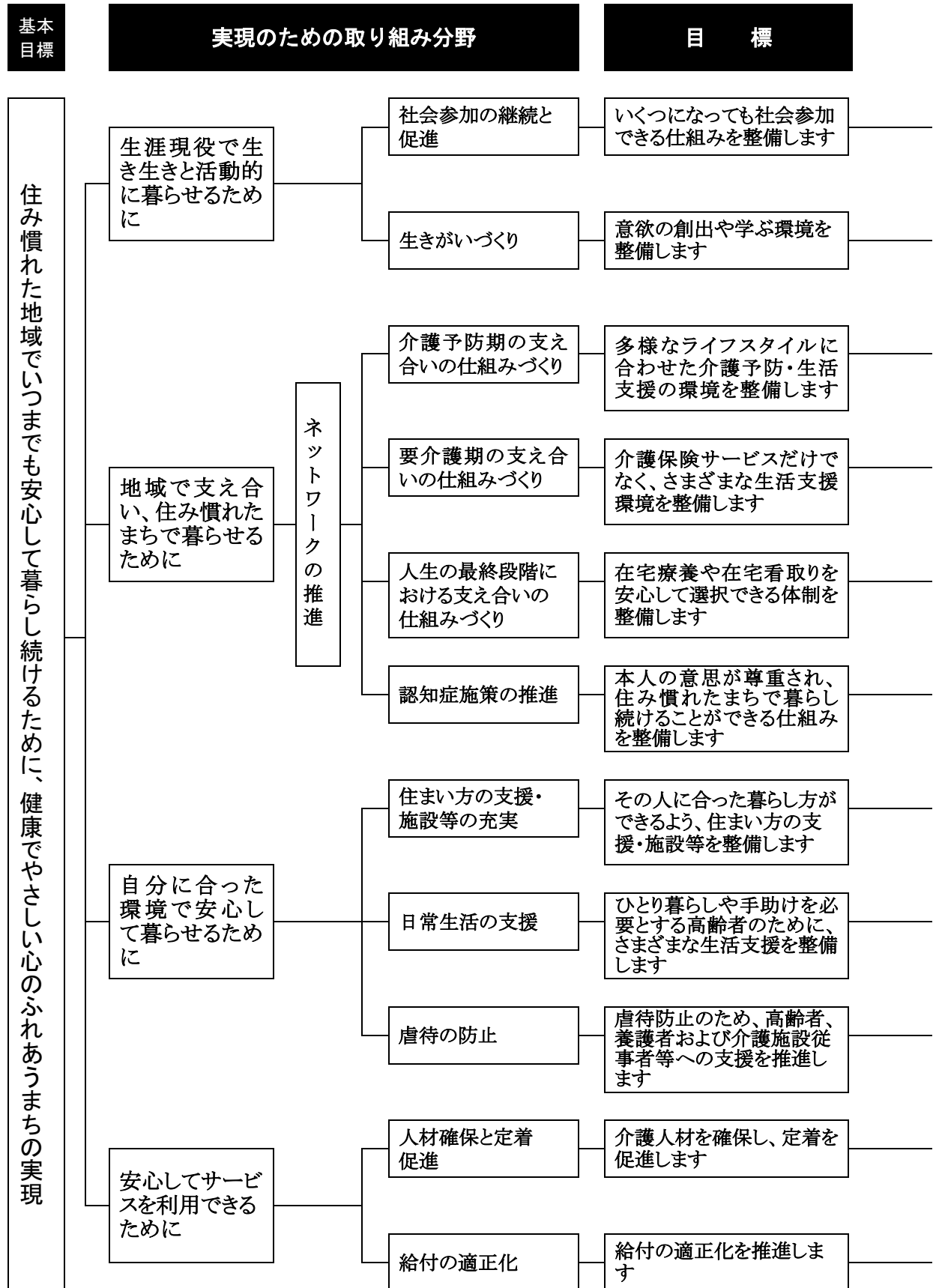
1 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせるために

2 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために

3 自分に合った環境で安心して暮らせるために

4 安心してサービスを利用するために

(2) 体系



主 な 施 策

- ◆シルバー人材センターへの支援 ◆老人クラブへの助成
- ◆市民公益活動ポイント制度の実施

- ◆健康診査、保健指導、健康相談、健康教育などの健康づくり支援
- ◆高齢者の外出支援 ◆地域で支え合う仕組みづくりの支援
- ◆老人福祉センター・老人憩いの家での「生きがい講座」の実施
- ◆コミュニティセンターでの「高齢者学級」の実施 ◆生涯学習センターでの「市民大学講座」の実施
- ◆ラジオ体操とウォーキングを中心とした健康づくり事業の実施 ◆高齢者健康のつどいの開催

- ◆介護予防・生活支援サービス事業の推進 ◆一般介護予防事業の充実
- ◆地域で支え合う仕組みづくりの支援 ◆生活支援体制整備事業の推進

- ◆ねたきり等高齢者への支援(紙おむつ支給、寝具丸洗いサービス、出張理容サービス等)
- ◆要介護者及び介護者への支援(相談窓口の充実等)
- ◆地域包括支援センターの業務 ◆ネットワークの構築

- ◆多職種連携の推進(在宅療養連携会議の開催、多職種合同研修会の開催等)
- ◆市民啓発の推進(在宅療養シンポジウムの開催、まちづくり出前トークの実施等)
- ◆人材育成(専門職対象の研修やセミナー等の開催)

- ◆認知症予防教室、認知症予防活動支援講座の実施 ◆認知症初期集中支援チームによる支援
- ◆認知症サポーターの養成、認知症キャラバンメイト連絡会の開催 ◆認知症ケアパスの普及
- ◆徘徊高齢者SOSネットワーク事前登録の周知 ◆若年性認知症支援者講座の開催

- ◆高齢者の住まい方の支援
(住まい探し相談会等の実施、介護保険の住宅改修費の給付等)
- ◆介護保険事業所の整備

- ◆ひとり暮らし等高齢者への支援(緊急通報システム等)
- ◆消費者被害等の防止 ◆成年後見制度の体制整備、普及啓発、ネットワークの促進
- ◆よこすか市民後見人の養成、活動支援

- ◆高齢者虐待相談、高齢者・介護者のためのこころの相談の実施
- ◆市民を対象とした講演会、専門職対象の研修会、リーフレットの配布
- ◆ネットワークミーティング、事例検討会の実施

- ◆中学生・高校生向けの出前講座の実施
- ◆介護施設職員対象の研修の実施

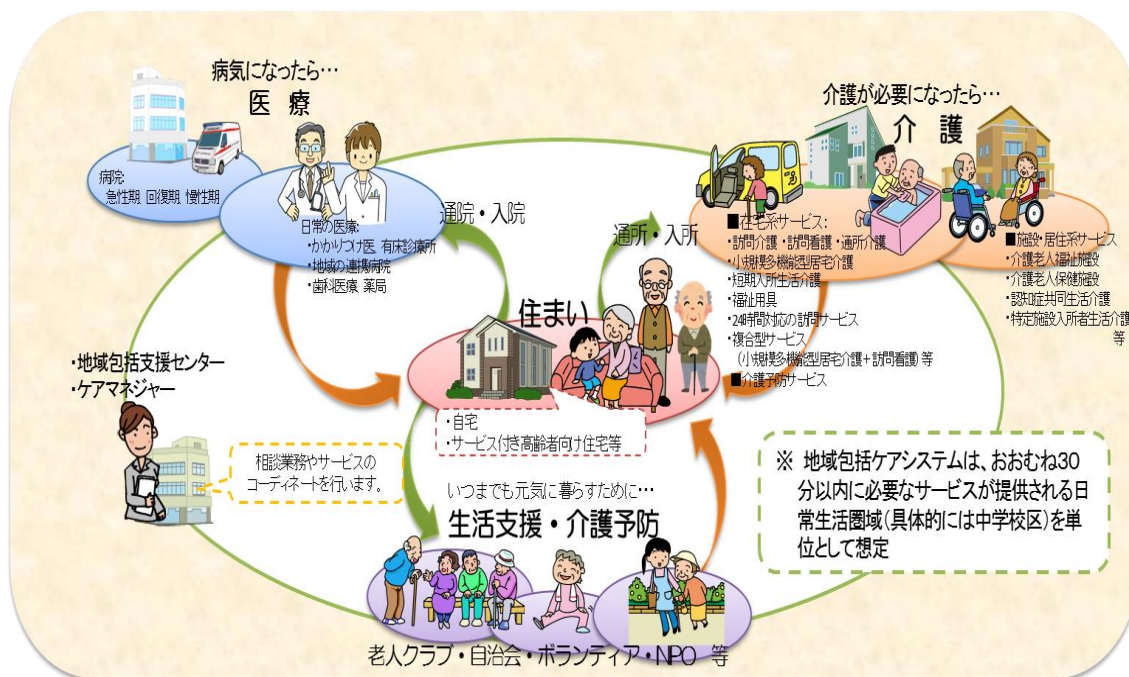
- ◆認定調査員への研修 ◆認定審査会委員への研修 ◆認定審査会運営の効率化
- ◆ケアマネジャーへの研修 ◆ケアプラン点検の実施
- ◆介護保険事業所への給付事務の点検、指導の実施 ◆利用者への給付費通知の発送

3 地域包括ケアシステムの構築

国は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

地域包括ケアシステムは、全国一律のものではなく、地域の実情に応じて形作られ、本市では、それぞれの地域の特性を生かしながら行政・地域・関係機関が連携して築いていきます。

図表37 地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省ホームページより

(1) 75歳以上の高齢者の増加と医療、介護施設の状況

65歳以上の高齢者人口は、平成30年をピークに、今後減少に転じる見込みですが、介護の必要度が高くなる75歳以上の高齢者の状況を見てみると、平成37年（2025年）には、75歳以上の人口は73,455人と、平成30年の63,065人に対して1.16倍となり、大幅な増加が見込まれています。

後期高齢者数の増加に伴い、病気により入院を必要とする高齢者や要介護状態とな

って介護施設への入所を希望する高齢者も増加すると考えられます。

この状況に対し、医療については、必要に応じた病床および病床機能を確保すること、また、介護については、介護施設の整備方針を定めて適正な整備を実施することが必要となります。

一方、住み慣れた自宅での介護や療養を望む高齢者が、多くいることが把握されていますので、これに対応する介護サービスや在宅療養、在宅での看取りまでを含めた体制づくりが求められます。

(2) 自助、互助、共助、公助の必要性

高齢化率が14%を超えると『高齢社会』、21%を超えると『超高齢社会』と呼ばれますが、本市の高齢化率は、既に21%を大きく上回り約30%となっています。今後ともこの率は増加を続け、平成37年には、31.5%となり、3人に1人は高齢者になると予測されています。

本市が初めて経験するこのような状況を乗り越えるためには、市民が状況を理解し、協力して、乗り越えていこうという想いを共有することが必要です。

まずは、生涯現役で元気に毎日が送れるように、そして、自立した生活が継続できるよう、個々人が、日々健康に留意し運動機能の維持など、介護予防に努める『自助』の気持ちが求められています。

しかし、自立生活を継続する努力をする一方で、病気や心身の老化に伴い、必要な支援を活用しながら自分らしい生活を維持していくことも大切となります。

また、誰しも、やがては、人生の最終段階を迎えますので、元気なうちから人生の最期の住まいや医療についても、考えておくことも大切です。

今後は、『自助』を基本に『共助』としての介護保険サービスや、行政が行う『公助』としての福祉サービスの整備を図りつつも、住民同士が主体となって助け合う『互助』の地域福祉の輪を更に広げていくことが求められています。

(3) 地域福祉の現状

自立生活が難しくなった場合でも、施設ではなく自宅で必要な医療、介護、生活支援を受け、できるだけ自宅での生活が続けられるような体制整備が必要です。

必要とする支援は、行政の行う事業や介護保険サービスだけでは十分とはいえず、ごみ出しや電球の交換など生活する上でのきめの細かい支援が求められます。

在宅での高齢者の生活全般を支援するため、行政が行う福祉サービスの活用はもとより、住民同士の助け合いや地域の関係団体などによる地域福祉の促進を図ることが必要になってきます。

地域においては、地区社会福祉協議会が、町内会館やコミュニティセンターで「ふれあい・いきいきサロン」を開設し、仲間づくりや地域交流を進めています。

また、地域の人たちが地域の実情に合わせ自発的に創意工夫をして、住民同士の助け合い組織を立ち上げ、活動している団体が増えつつありますが、こうした動きが更に広がるよう支援が必要です。

地域福祉の取り組みにおいては、市と社会福祉協議会等が連携して、住民同士の助け合いの輪の広がりを目指しています。

(4) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築には、福祉や医療など縦割りとなっているそれぞれの守備範囲を越え、高齢者にとって何が必要かを見極め、関係者、関係機関の一体的な連携や情報共有がなにより必要です。今後は、まだ十分とはいえないこれらの連携体制をさらに整備し、高齢者にとって、継続的、安定的なサービスの提供ができるよう、また、必要とする高齢者に適切なサービスが届くように、地域ごとにこれらの調整や支援方法を検討します。

超高齢社会にとって重要な施策であるこのケアシステムの構築のため、『自助』、『互助』、『共助』、『公助』のそれぞれが持てる力を発揮し、行政、住民、ボランティア団体、医療機関、介護施設、民間事業者等の理解と協力のもと、一体となり連携し合う、包括的なケアシステムの構築を目指します。